

意見案第2号

台風7号、台風9号、台風10号、台風11号及び平成28年9月における前線による災害対策に関する意見書

相次ぐ台風及び前線の影響により、平成28年8月16日から今月にかけて、全道で記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の決壊や氾濫が確認され、道路や鉄道などにおいては決壊や土砂崩れ、冠水、倒木が発生し、死傷者等の人的被害のほか、多数の家屋や商業施設、観光施設、農林水産業施設等の損壊や農畜産物に対する被害など、道内のライフラインや産業に甚大な被害を及ぼした。

とりわけ、河川の氾濫等によって、4名ものとうとい人命が失われるとともに、いまだ2名の方が行方不明という、近年にない痛ましい事故が起きており、多くの道民が今なお不安や心労などを抱えながら不自由な生活を余儀なくされている。

北海道議会は、災害により亡くなられた方とその御遺族に対して、深く哀悼の意を表し、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧を期するものである。

これまで、北海道としては、被災市町村と一体となり、関係機関及び諸団体の協力のもとに被災者の救助や支援に当たるなど、災害発生と同時に総力を挙げて復旧に向けた各種対策を行ってきているところであるが、災害復旧や被災者支援には膨大な時間と経費、労力等が必要とされることから、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や、災害の早期復旧と産業経済の回復に向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の配慮を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 一連の台風に伴う災害について早期に激甚災害指定を行うこと。
 - 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費について特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。
 - 3 被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
 - 4 一級河川のみならず、道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。
 - 5 住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
 - 6 農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう特別措置を講ずること。
 - 7 大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し、特段の財政措置を講ずること。
 - 8 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
 - 9 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(防災)

各通

北海道議会議長 遠藤 連